

## 「安全管理規定」に基づく情報公開（行政処分）

平成26年2月10日、下記営業所の運転士が出勤時の点呼においてアルコール検知を受けず酒気帯び状態で路線バスを運行したことに伴い、平成26年2月18日に行政庁による監査が行われ、平成26年3月19日付けで下記の通り行政処分を受け、事業の改善を求められました。

今般、改善を求められた事項について、下記の通り改善措置を講じたので、当社の安全管理規程第四章第十七条の二に基づき公開致します。

尚、今後事業の運営にあたりましては、関係法令を遵守し、輸送の安全を期して再び重大な事故等を発生させないよう、より一層の指導、監督を徹底して参ります。

### 記

【対象営業所】 花巻営業所

【処分内容】 文書警告

【違反事項】

輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第1項)

(1) 運転者に対して告示で定める乗務時間等の基準を遵守させていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

(2) 乗務の前後の点呼を適切に行なっていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

(3) 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

【改善措置】

①一部の勤務交番について拘束時間の見直しを実施しました。

②運行管理者に対し点呼の手順や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について教育を実施し、再徹底を図りました。

③厳格な点呼執行を実施するため、点呼執行場所の見直しを行い改善を図りました。

④「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」で定める内容について、1年間に計4回の運転士教習を実施する指導教育計画を策定するとともに、同指針に基づいて実施しております。

⑤上記④を実施するにあたっては、各営業所教育担当者に対して事前に研修を実施し、より効果的な指導教育につながるよう取り組んでおります。

⑥各営業所においては、所属する全運転士に対して実施した指導教育の内容を適切に記録し、保存しております。

以 上